

登米市上下水道部「週休2日工事」実施要領

(趣旨)

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を維持していくためには、若手技術者等「担い手」の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設産業における週休2日の確保に向けた課題把握をするとともに就労環境改善に向けた意識の向上を図るため登米市上下水道部「週休2日工事」の実施に当たり、登米市「週休2日工事」実施要領に準じ、登米市上下水道部「週休2日モデル工事」実施要領を改正するもの。

この場合において、「登米市」とあるのは「登米市上下水道部」、「建設総務課管理係」とあるのは「経営総務課出納管財係」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和6年3月31日までに入札公告した工事については従前の実施要領による。